

令和6年4月始良市農業委員会総会 議事録

- 開催日時：令和6年4月30日(火) 午後1時30分～午後4時05分
- 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
- 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

欠席委員 16 番 内飩 達也

【農地利用最適化推進委員】

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

- 議事録署名委員の指名
- 会議書記の指名
- 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第6号 農地法の利用目的変更届について
- 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 議案第8号 始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について
- 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主任主査
農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和6年4月、始良市農業委員会総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中17名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。本日は、農業委員10番、農業委員と、農業委員16番、農業委員が、欠席となっております。
	—— 会務報告 ——
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	—— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員9番、農業委員、農業委員11番、農業委員に、お願いいたします。
	—— 日程第2 会議書記の指名 ——
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、〇〇局長補佐 と、〇〇局長補佐を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

		——— 日程第3 議案第1号 ——— 議 長 それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から96番について、事務局からの説明を求めます。 事務局 それでは議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は、令和6年4月30日、契約の始期は令和6年5月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間が3件、2年間が2件、3年間が18件、4年間が2件、5年間が49件、7年間が1件、10年間が21件、合計96件、面積は合計で、160,412㎡となっております。内容につきましては、総会資料の1ページからになりますのでご確認くださいと思います。なお、総会資料の16ページからの、85番と86番が農業委員3番、87番が農業委員6番、88番が農業委員1番、17ページ、89番から92番までが、農業委員9番、93番が農業委員8番、94番から96番が農業委員19番、に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加することができませんので、ご理解をお願いします。以上で議案の説明を終わります。 議 長 これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から96番について、質疑に入ります。なお、85番から96番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。83番につきましては、農業委員16番、農業委員に関係する案件、84番につきましては、農業委員10番、農業委員に関係する案件、ではありますが、本日、欠席でありますので、個別案件は、85番からと、させていただきます。まず、1番から84番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 委員 はい、14番農業委員です。前回、3月28日の総会で、農用地利用集積計画が令和6年5月1日から、促進法計画に移行するとの話があったが、いずれは、農地バンクと一本になるのでしょうか、その時期が、先般の会議の時の説明は、促進法計画に一本化されると、説明があったのですが、令和6年5月1日から一本化すると、説明があったのですが、ここの関係、先般、会があったかと思いますが、この時も説明があったのでしょうか。
--	--	--

事務局	委員仰せの通り、来年度、7年度から促進計画に一本化されます。
委員	全市町村統一で、促進計画に移行するとの説明のなかに、令和6年5月1日と、説明があったものですから。以上です。
事務局	3月に説明しましたのは、農業委員会の意見を聞き、バンクからの、こういう方々は適任かと、諮問に、答えます。この4月から、農業委員会に来るタイミングは、1日以降となり、また、10日までには出してくださいとの事です。バンクのほうからの、適任かどうかの諮問については、総会に諮ると間に合いませんので、決裁を受け、後で、委員皆様へのご報告との事になりました。参考資料に、県知事からの文書を添付しておりますが、4月に農業委員会からの意見を、会長の決裁を得て、報告しているところであります。
委員	はい、わかりました。
事務局	今の件について、補足で、説明いたします。先月、説明させていただきました促進計画に変わる点、5月から一本化されます、の説明は、バンクを通して契約する案件につきまして、今月から促進計画に変わりますとの事で、総会資料表紙の下から3番目に、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画について、とありますが、ここが、今まで議案として集積計画で、バンクを通して契約していたのが、バンクは促進計画に統一しますとの事で、今月の総会から報告との事で、促進計画としてあがっていますとの事が、先月の説明でありました。今の議案第1号の、農用地利用集積計画が、今までの基盤強化法による貸し借りの設定で、こちらについては、今年度いっぱいまで、使えます。地域計画ができあがる、もしくは来年度で、こちらも全て、促進計画に統一される流れになりますので、よろしくお願いします。
委員	はい、わかりました。
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から84番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 8 4 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、8 5 番と 8 6 番の関係者、農業委員 3 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、8 5 番と 8 6 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、8 5 番と 8 6 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、8 5 番と 8 6 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 3 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、8 7 番の関係者、農業委員 6 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、8 7 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、8 7 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、87 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 6 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、88 番の関係者、農業委員 1 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、88 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、88 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、88 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 1 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、89 番から 92 番の関係者、農業委員 9 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、89 番から 92 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、89 番から 92 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、89 番から 92 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 9 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、93 番の関係者、農業委員 8 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、93 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、93 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、93 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 8 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次の、94 番から 96 番につきましては、私が、議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります、農業委員と、議長を交代し、私は、退席いたします。
委員	（会長 退席 ・ 職務代理委員 議長席着席）

議 長 職務代理	これより、９４番から９６番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長 職務代理	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、９４番から９６番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長 職務代理	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、９４番から９６番についても、原案のとおり決定いたしました。それでは、会長と、議長を交代いたします。会長の、議長席への着席を、お願いします。
委員	（職務代理委員 議長席退席 ・ 会長 議長席着席） —— 日程第４ 議案第２号 ——
議 長	次に、日程第４、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から５番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は１９ページから２０ページです。今月の申請件数につきましては、５件となっております。先般、各担当委員におきまして事前調査がなされました。現地調査報告書が、ございますので、審議の参考としてください。それでは、１番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が１筆で、面積は５９６㎡で、売買による所有権移転です。以上で、１番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員６番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、６番 農業委員です。調査報告いたします。令和６年４月２２日、譲受人に電話で連絡をとり、申請地を調査いたしました。譲受人の

	労働力は、親と2名です。農業用機械は、トラクター、ユンボ、軽トラック、と揃っておりました。申請地には、イタリアンを植えています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が4筆で、面積は、3,624㎡。田が1筆で、面積は1,353㎡、合計面積は、4,977㎡です。贈与による所有権移転です。以上で、2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年4月20日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、きれいに整備されております。譲受人の労働力は、本人と妻、父母の4名です。まだ、父母も元気です。農業用機械、トラクター3台、管理機3台、ユンボ1台、攪拌機3台、その他も揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、面積は359㎡です。売買による所有権移転です。以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年4月14日、譲受人と電話で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、両親と奥さんと本人の4名です。農業用機械は、耕運機、防除機、軽トラックはありますが、今回、田を購入とのことで、機械をリースして、自家米をとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、寺師の田が1筆で、面積は688㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年4月15日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人、1名ですが、〇〇で〇〇工業を営んでおり、事務所と工場も有り、従業員も多数いらっしゃいました。農業用機械は、耕運機、トラクターはリースで借りるという事でした。工場から、数分で行ける場所です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は加治木町小山田の田が1筆で、面積は83㎡です。贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年4月16日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人1名です。農業用機械は、田植え機、耕運機、トラクターは、リースとなります。通作路については、話し合いをしながら、行うとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員 議 長	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員 議 長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号 ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議案第3号の説明に入ります前に、事前にお配りした総会資料のなかの、左上に、議案第3、4、5号、農地転用関係法改正資料と書かれた、両面の1枚紙がはいっていますので、そちらをご覧ください。それでは、議案の説明に入ります前に、案件にも関連がある法改正が、4月1日付けで、ありましたので、先に説明からさせていただきます。資材置場等の目的での農地転用の取り扱いについてで、農地転用に係る法律の改正との事で、内容につきまして、抜粋して読んでいきます。表の真ん中あたりの、しかしながら、後、二重線ですが、近年、資材置場等に転用する目的で、農地転用許可を取得し、事業内容が1ヶ月たらずの間に、太陽光発電設備等が設置されている事例が、複数確認されており、許可申請上の疑義が生じている他、不要不急の農地転用に繋がる恐れがあることから、と書いてありまして、それにつきまして、下から4行目に、本通知に伴い、事務処理要領を改正したことを申し添える。と。このことで、この通知は、令和6年4月1日から施行です。とこちらに、通知がきております。裏面を見ていただきますと、具体的にどのような改正がなされたかと言うと、まず、1の(1)、二重線が引かれた、資材置場等が、まず、一時転用で達成できる事案か検討しなさい、と書いてあります。資材置場、もしくは駐車場が、一時転用によって目的を達成できるかどうか。このページの一番下の参考に、一時転用によって目的が達成できる事例として、トンネル工事や分譲宅地造成等、工期が決ま

	っている事業の為に必要な、資材置場や駐車場、まずは、一時転用で、済むのではないですか、と書いてあります。恒久転用でなければいけないのが、生業として、地域で継続的に事業を行う為の資材置場や駐車場等が、恒久転用の例として、挙げられております。この様に建築物を伴わない、資材置場や駐車場において、2番の、許可を行う為の取り扱いについて、工事があった日から3年間、6ヶ月ごとに報告を出しなさい、と条件を付して許可をするとなりましたので、審議の際にご考慮ください。法律の改正の説明については、以上になります。 引き続き、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、21ページとなっております。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は平松の田が1筆で、面積は264㎡となっております。当初、使用貸借による一般住宅との事で、令和5年10月5日付けで、5条許可を得ておりましたが、今回、所有権移転による一般住宅の建築計画に変更となったためです。また、この後の議案5号の3番にて、5条申請が、同時に提出されています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、議案第5号の3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地、西が宅地、南が市道、北が転用許可地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。当初計画者は、〇〇、事業継承者は、〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が1筆で、面積は1,006㎡となっております。当初は、〇〇が、建築条件付売買予定地との事で、令和3年6月7日付けで、5条許可と土地利用協議の承認を得ておりましたが、〇〇の代表取締役が脳梗塞で入院し、法人としての存続を断念

	した為、今回、〇〇による資材置場として、事業継承を行うこととなっております。この後の、議案5号の17番にて、5条申請が、同時に提出されています。この申請地は、令和3年に許可を取得した後、未着工の状態であり、まだ造成工事は行われていません。今回、病気の為の計画変更につきましては、やむを得ないと判断しましたが、次回以降、〇〇が、同様の建築条件付き売買の申請があった場合は、厳格な審査をする必要があるかと思います。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、議案第5号の17番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、雑種地、畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ———— 日程第6 議案第4号 ————

議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 3 番について、説明をお願いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 22 ページになっております。今月の申請件数につきましては、3 件となっております。それでは 1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は鍋倉の田が 1 筆で、面積は、408 m ² です。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、山林となっております。入口が狭く、耕作不便な為、クヌギを植えて、山林にしたいとの事です。参考資料の 11 ページに、計画図面を添付しておりますが、境界から 5 m の緩衝地を設ける計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員 15 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、15 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 210 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が原野、西が畑、南が宅地と山林、北が原野です。隣接地との緩衝地の確保ですが、5 m となっております。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は加治木町反土の田が 1 筆、面積は 428 m ² です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、一般住宅となっております。現在、居住している家屋が老朽化した為、新しく住居を建築する為、との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 17 番、農業委員に、調査の結果並びに、補足説明をお願いします。

委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約330mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は船津の畑が1筆で、面積は423㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、物置となっております。居住資産の保管の為、物置として使用したいとの事です。参考資料の20ページに始末書が、添付されています。内容は、平成元年1月に、収納に困り、大工さんに相談したところ、申請地に物置を建築し、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約60mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と里道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ———— 日程第７ 議案第５号 ————
議 長	次に、日程第７、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から１８番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は２３ページから２８ページでございます。今月の申請件数につきましては、１８件であります。それでは、１番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が２筆、面積は９６０㎡となっております。賃借権で、農地区分は第３種農地です。転用目的は、現場事務所と資材置場で、現場事務所と資材置場として使用したいとの事です。令和７年３月３１日までの一時転用である為、それまでに、農地に復元する事を、条件に付する予定です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員１３番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１３番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和７年３月３１日迄に終了、復元をする事です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、２番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑と用悪水路の2筆で、面積は273㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在、借家で手狭な為、親からの贈与により、申請地に自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約210mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は264㎡となっております。議案第3号、農地転用事業計画変更申請についての1番との関連案件であります。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在、借家で手狭な為、申請地に自己の住宅を建築したいとの事です。自以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第3号の1番で、推進委員5番、池端委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が1筆、面積は432㎡となっております。賃借権で、農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、資材置場で、申請理由は、県発注の河川災害復旧工事の資材置場として使用したいとの事です。令和6年9月30日までの一時転

	用である為、それまでに、農地に復元する事を、条件に付する予定しております。また、農用地区域内農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 1,400m の位置です。被害防除現況としましては、東が里道と水路、西が田、南が水路、北が農道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和 6 年 9 月 30 日までの一時転用であり、終了後、農地に復元する事であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇と他 1 名、土地の所在は、平松の田が、合わせて 4 筆、面積は、1,780㎡となっております。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は駐車場で、自己の生活の安定を図りたいとの事でした。先程、説明がありました通り、工事完了から 3 年間、事業の実施状況を報告するとの事を、条件に付する案件と、なっております。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 110m の位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が田、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土地利用協議を、行うことです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は635㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は駐車場で、自己の生活の安定を図りたいとの事でした。この案件も、工事完了から3年間、6ヶ月間ごとに、事業の実施状況を報告すること、条件を付して許可をする予定です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が雑種地、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土地利用協議を、行うことです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は98㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、申請理由は、1区画の宅地造成で、自社の経営安定を図りたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結

議 長	果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
議 長	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が2筆で、合わせて、449㎡となっております。転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅を1棟建築し、自社の経営安定を図るとの事でした。また、隣接地の宅地との一体利用で、全事業面積は、859.09㎡であります。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、他1名、譲渡人は、〇〇、他1名、土地の所在は、東餅田の田が1筆、面積は、337㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在、借屋住まいの為、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地、南が

	畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は、740㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、資材置場と駐車場で、申請理由は、隣接する、これまで使用していた土地が、店舗建築の予定地となり、使用できなくなる為、資材と駐車場を、移したいとの事です。許可条件として、恒久的な工作物が無い為、工事完了から3年間、6ヶ月ごとに、状況を報告することと、条件に付して、許可予定としたいと思います。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約120mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が農道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は、870㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第1種農地です。転用目的は、建売住宅で、申請理由は、生活環境が整っている為、3棟の建売住宅を建築したいとの事でした。第1種農地である事から、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。

議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 6 2 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、1 2 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、1 2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、他 3 名、土地の所在は、平松の田が 4 筆、合計面積は、2, 7 4 9 m²となっております。所有権移転になります。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、貸資材置場で、申請理由は、業務拡大により、資材置場が、広く必要となった為との事です。恒久的に、貸資材置場として、使用される為、工事完了の報告があってから 3 年間、半年ごとに、事業の状況を報告する事を条件に付して、許可予定としたいと思います。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約 5 2 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が県道、南が里道、北が墓地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、利用目的変更の取り消しであります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆、面積は688㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、申請理由は、2区画の宅地造成を行い、希望者に販売したいとの事です。また、隣接する宅地との一体利用で、全事業面積は、969.1㎡になります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約1,070mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が山林、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が3筆、面積は、1,718㎡となっております。また、隣接の宅地や雑種地等との一体利用で、全事業面積は、2,113.17㎡であります。所有権移転で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、建売住宅で、申請理由は、8棟の建売住宅を建築し、販売する事です。第1種農地である事から、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道と宅地、西が道路と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、

	融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、１５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１５番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町米丸の畑が１筆、面積は、１８０㎡となっております。また、隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、１，１８１㎡であります。使用貸借になります。農地区分は第２種農地です。転用目的は、駐車場で、本社建物の駐車場として利用したいとの事です。参考資料の８０ページに、始末書が添付されています。内容は、令和３年９月頃から、土砂の流出を防ぐため砂利を敷き、現在に至っている事により、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員１番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約５６０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、１６番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１６番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、寺師の田が１筆、面積は、７３９㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第２種農地です。転用目的は、貸資材置場で、申請理由は、既存の資材置場に隣接しており、資材の管理等に便利な為、との事です。また、こちらは建物を建てない資材置場となるため、工事完了報告があってから３年間、半年ごとに、事業の状況報告することを、条件に付けて、許可する予定であります。

議 長 委員 議 長 事務局 議 長 事務局	以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、15 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 730m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が畑、南が農道、北が県道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、17 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、17 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の田が 1 筆、面積は、1,006㎡となっております。議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請についての 2 番との関連案件であります。所有権移転になります。農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、資材置場で、申請理由が、事業拡大が見込まれる為、資材置場を確保したいとの事です。また、こちらは建物を建てない資材置場となるため、工事完了報告があつてから 3 年間、半年ごとに、事業の状況報告することを、条件に付けて、許可する予定であります。以上で説明を終わります。 本件につきましては、議案第 3 号の 2 番で、推進委員 1 番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、18 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、18 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、他 1 名、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の畑が 1 筆、面積は 190㎡となっております。また、隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、409.71㎡であります。所有権移転になります。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
--	---

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 14 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 60 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が用悪水路、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土砂が水路に流出しないように、対策を講じる事、であります。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 18 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 18 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 18 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4 番、11 番、14 番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
——— 日程第 8 議案第 6 号 ———	
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1 番について、説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は 29 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。土地の所在は、加治木町木田の田が 1 筆、面積は、5

	57㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請の理由としましては、田として利用できない為、盛土をして畑として、野菜を栽培したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南西に、約600mの位置になります。被害防除現況としましては、東が原野、西が市道、南が田と雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更届についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更届についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更届についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ———— 日程第9 議案第7号 ————
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、議題に供します。この議案につきましては、県外の農業委員会の委員が、農地転用にかかる収賄容疑で、逮捕されたという事案を受け、全国農業会議所より、年に1回は、総会時に、法令順守の申し合わせ決議に、取り組んでいただきたいとの旨の、依頼によるものです。それでは、資料30ページに記載されています、決議文を、読み上げます。「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会

	組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務をおっている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も、徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。一、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり、適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。二、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための、研修等を実施すること。」令和6年4月30日、始良市農業委員会。この決議について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	この議案に関しましては、農業委員会組織としての、決議になりますので、農地利用最適化推進委員の方々も、賛否について、挙手をお願いいたします。それでは、お諮りいたします。議案第7号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔全委員賛成〕
議 長	全委員賛成により、議案第7号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議については、承認することに、決定いたしました。
	———— 日程第10 議案第8号 ————
議 長	次に、日程第10、議案第8号、始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号、始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について、ご説明いたします。資料は別冊で、左上に「議案第8号 資料」と書かれた資料になります。まず、今回、本議案を上程します背景としまして、今後、農業委員、推進委員が、タブレットを使用していくにあたり、運用基準を定めるようになっております。つきましては、運用基準の案が、本資料に記載されており、本内容は、県の農業会議から提供された案をもとに、作成しており

	ますので、ご確認いただき、ご審議くださいますようお願いいたします。また、補足説明といたしまして、タブレットの今後の利用に関して事務局の現段階での計画案を、説明いたします。現在、本市では、国費で導入したタブレットが、6台あります。しかし、委員全員分の数がなく、利用方法について苦慮し、当面、事務局のみで管理することになっておりましたが、先般、1月の県外研修にて、タブレットの先進事例を学び、本市においても、今後、本格的に、タブレットを活用していきたいと、考えております。まずは、タブレットを本格的に使用していけるように、今月、本議案で運用基準を、制定したいと考えております。現在、事務局で管理しています6台のタブレットの内、1台を事務局、5台を、委員の皆さんに、貸し出しし、タブレットに、少しでも、慣れていただければ、と考えております。事務局案としましては、始良地区、加治木地区、蒲生地区からの代表者を1名ずつ、と、プラスで希望者2名の貸し出しを、考えております。つきましては、来月の総会までに、もしくは総会時に、代表者を、各地区から選出していただきたいと、考えます。代表者と言われると、気負う方もいらっしゃるかもしれませんが、今回の貸し出しの目的は、タブレットを利用して、何か業務を行うのではなく、あくまでも、タブレットに、慣れていただければ、と考えております。現段階での、タブレットの利用方法は、現場での現地確認や、所有者、耕作者の確認になるかと思えます。来年度の予算で、タブレットの購入費がつけば、全委員に、貸し出しし、総会や、農地パトロール、意向調査、活動記録簿などで、使用していただくことになるかと思えます。そこを見据え、今回、数名の委員の方々に、タブレット操作に慣れていただき、全委員への導入の際に、操作のサポートをして頂ければ、と思っているところです。来年度以降、全委員へのタブレット導入ができた際には、「タブレットが導入されたので、今後は、全てタブレットで行います。」とは、事務局では考えておりません。しばらくの間は、従来のやり方と、タブレットの併用で、進めていき、徐々にタブレットへの移行を行っていききたいと、考えております。以上で、説明を終わります。よろしく、ご審議ください。
議 長	これより、議案第8号、始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、14番、農業委員です。1月に行われた県外研修先の天草市は、市全体がペーパーレス化に取り組み、現地調査にしても、タブレットを活用していました。始良市は、市全体のペーパーレス化の取り組みについて、承知してはいないところですが、始良市も将来は、農業委員、

	推進委員は、タブレットを使った3条、4条、5条の確認と、相当な研修も必要ですが、タブレットを使った現地調査も行えたら、よいかと思います。蒲生、始良、加治木から一人ずつとの事で、若い人をお願いしたいのです。農地パトロールや、地域計画の目標地図など、タブレットの使い道が色々ありますが、相当の慣れが必要になるかと思います。まず、何に使っていくのかと検討したうえで、研修会をお願いしたい。まずは、農地パトロールでの使用がよいのでは、と私の意見です。
委員	はい、13番、農業委員です。タブレットの数に限りがあるので、講習会を少人数で、何回かに分けてやられたら、良いかなと思います。講習を重ねてほしいです。
議長	沢山はありません。市へのお願いはしておきます。来年は、まわるかもしれません。市長には、一言お願いは、しておきました。最初は、数名の方に覚えていただき、その方が指導できる体制ができれば、と思っております。
委員	はい、9番農業委員です。山間部が多いのですが、自分の携帯電話のアクセスポイントで、テザリング機能を使えば、端末との連携ができるのですが、使っているのか。
事務局	山間部では電波が入らない状況は、他市町でもあり、現在、ソフトバンクのシムで、テザリングは可能だとは思いますが、農業会議なりに確認したいと思います。タブレットのシステム自体には、電波が入らなくても使える機能が改修されており、電波が入るところで、ダウンロードしてから、電波の入らないところに持っていく機能等もありますので、実際に使いながら学んでいきたいと考えます。
議長	この議案につきましても、農業委員会組織としての決議になりますので、農地利用最適化推進委員の方々も、賛否について、挙手をお願いいたします。それでは、お諮りいたします。議案第8号、始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔全委員賛成〕
議長	全委員賛成により、議案第8号、始良市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準については、承認することに、決定いたしました。

	た。それでは、事務局においては、速やかに、タブレットの貸し出しができるよう、準備のほう、よろしくお願いします。 —— 日程第 1 1 ——
議 長	次に、日程第 1 1、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第 1 2 ——
議 長	次に、日程第 1 2、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第 1 2 ——
議 長	次に、日程第 1 2、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔新庁舎の駐車場について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔新連絡網について〕

議 長 事務局	〔歓迎会について〕 〔互助会監査報告について〕 〔互助会規約の一部改正について〕 〔来月の総会会場 駐車場について〕 〔法改正の報告について〕 〔地域計画について〕 それでは、以上をもちまして、令和6年4月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。
-----------------------	--

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____